



2022年2月22日

各位

会社名 F I G 株式会社
代表者名 代表取締役社長 村井 雄司
(コード：4392 東証一部 福証)
問合せ先 取締役常務執行役員社長室長 岐部 和久
(TEL. 097-576-8730)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年2月22日開催の取締役会において、定款一部変更に関する議案を、2022年3月29日開催予定の第4回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類、及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>第16条(株主総会参考書類等の電子提供措置)</p> <p>1. 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日まで書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>

現行定款	変更案
(新 設)	<p><u>附則</u></p> <p><u>第1条 (株主総会参考書類等の電子提供措置に関する経過措置)</u></p> <p>1. <u>変更前定款第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び変更後定款第 16 条 (株主総会参考書類等の電子提供措置) の新設は、2022 年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、2023 年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本条は、2023 年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 今後の日程

定款変更のための株主総会開催日 2022 年3月29日 (火)

定款変更の効力発生日 2022 年3月29日 (火)

以上